

## ●香川県告示第190号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和7年8月19日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

香川県外国人材雇用実態・採用意向調査

#### (2) 目的

外国人材の受入れ促進に向けた取組を強化・拡充していくに当たり、現場の実態及びニーズに即した事業を企画・展開できるように、県内事業所における外国人材の雇用実態や今後の採用意向等を把握し、基礎データとして整理することを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

香川県全域

#### (2) 属性的範囲

県内に本社がある事業所及び県外に本社があり県内に事業所がある事業所

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

ア 事業所の情報（名称、担当者、業種及び従業員数）

イ 外国人の雇用状況（雇用の有無、雇用している外国人の出身国・在留資格、採用経路等）

ウ 今後の外国人の雇用の方向性（今後の外国人材の雇用人数、雇用したい外国人の出身国・在留資格、外国人材の面接に当たって重視していること、インターンシップの受入れ希望等）

エ 外国人の受入れに当たっての懸念、雇用しない理由等

オ その他（県の取組で知っているもの、外国人雇用に当たって行政に求める支援等）

#### (2) 基準となる期日

令和7年8月31日現在

### 4 報告を求める者

受託事業者が保有する県全域の事業所・企業リストのうち、県が指定する事業所及び企業並びに次のいずれかに該当する業種から無作為抽出した事業所及び企業を1,000件選定する。

(1) 在留資格「特定技能」の受入れ対象16分野に該当する業種（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業及び木材産業）

(2) 特定技能の対象分野として今後追加が検討されている業種（倉庫管理、廃棄物処理及びリネン供給）

### 5 報告を求めるために用いる方法

#### (1) 調査組織

香川県が民間事業者に委託して、調査対象事業所に対し実施する。

#### (2) 調査方法

香川県から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、協力依頼文書及び

調査票を配布する。

報告者は、調査票に記入し、民間事業者に郵送で提出する方法又は協力依頼文書に掲載されているURL若しくは二次元コードから、民間事業者が別途用意する「調査用ウェブサイト」にアクセスし、調査票の様式を電磁的記録にしたものに入力する方法により回答する。

6 報告を求める期間

令和7年8月下旬から同年9月上旬まで